

『技術マネジメント研究』誌
Yokohama Journal of Technology Management Studies
投稿規程

2001年8月1日制定
2003年5月1日改定
2011年5月1日改定
2019年6月1日改定

- (1) 投稿の資格は、横浜国立大学技術マネジメント研究学会会則第5条に定められた普通会員、学生会員、並びに会員以外で、技術マネジメント学、経営学、経済学、社会学、人文科学その他、関連連諸科学を専攻する研究者とする。
- (2) 掲載稿は、「論文」「研究ノート」「資料」「書評」その他とする。必要に応じ、そのほかのジャンルや掲載形式を定める（「学会展望」、「翻訳」など）。
- (3) 投稿形式は、邦文、英文、その他とする。
- (4) 「論文」「研究ノート」「資料」などについては、邦文では横書き、各ページ48字×39行で、15ページ以下、全体で25,000字程度以下とする。「書評」は4,000字以下とする。
英文では、各ページシングルスペース39行で、15ページ以下、10,000語程度以下とする。
これを超える原稿の投稿については、編集委員会が短縮や一部削除を求めることがある。
- (5) 投稿の際は、所定の投稿要領に従って原稿に、題名・氏名・所属（邦文並びに英文）と、アブストラクト（邦文600字以下、並びに英文300語以下）を添え、原稿データファイル並びにコピー1部を提出するものとする。
所定の書式に従わない原稿は採用しない。また原稿提出後に、編集委員会が書式の遵守修正を求めることがある。

邦文においては、注は脚注とせず、通し番号をつけて巻末掲載とする。
英文の論文については、シングルスペース、右揃えとし、footnotesは邦文と同様通し番号を打ち、稿末一括掲載とする。稿末にハーバード形式の「bibliography」をつける。本文中の引用はこれに依る。
- (6) 図版等の掲載は必要最小限にとどめる。写真の掲載は必要な場合認めるが、巻末一括掲載といった形になることを承知する。図版、写真等はデジタルデータで入稿する。
- (7) 投稿原稿に対しては、編集委員会がレフェリー査読員を委嘱し、審査を依頼、その査読審査の結果に基づき掲載の可否を決定する。その結果は速やかに投稿者に通知する。

掲載が認められなかった稿については、そのコピーを返却しデータは処分する。
- (8) 掲載稿の抜き刷りを希望する執筆者は、希望部数を明示して、編集委員会宛に事前に申し込み、抜き刷りの印刷費用を負担する事とする。
- (9) 掲載稿については、横浜国立大学学術情報リポジトリに電子ジャーナルで公開される。
- (10) 原稿の送付先・投稿に関する問合せ先
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番7号
横浜国立大学大学院環境情報研究院技術経営資料室内
横浜国立大学技術マネジメント研究学会

なお、執筆要領を郵送で請求する場合は、封書で、表面左下に「執筆要領請求」と記入し、切手貼付の返信用封筒を同封すること。